

売却区分番号	広島局154-1			
見積価額	2,557,000円	公売保証金	300,000円	
財産の表示	1 所在	山口県光市光井五丁目		
	地番	1092番1		
	地目	宅地		
	地積	125.28 平方メートル		
	2 所在	山口県光市光井五丁目		
	地番	1092番2		
	地目	宅地		
	地積	240.81 平方メートル		
	3 所在	山口県光市光井五丁目1092番地2、1092番地1		
	家屋番号	1092番2		
	種類	居宅		
	構造	木造セメント瓦葺平家建		
	床面積	91.06 平方メートル		
		以上登記簿による表示		
	公法上の規制	都市計画区域		
市街化区域				
第一種中高層住居専用地域				

売却区分番号	広島局154-1		
見積価額	2,557,000円	公売保証金	300,000円
	建ぺい率 60% 容積率 200%		
接道状況	公売財産の南側で、幅員約2.5メートルの西から東に上り傾斜の舗装道路（建築基準法上の道路ではない。）に、約0～1.5メートル高く接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約23メートル、奥行き約16メートルのほぼ整形の中間画地です。		
使用状況等	公売財産は、令和6年2月現在、利用されていません。		
特記事項	<p>公売財産1～3は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>公売財産は、建築基準法上の道路に接しておらず、新たに建築を行う場合は、特定行政庁との協議が必要です。</p> <p>公売財産上に未登記建物（車庫及び倉庫）が存在します。</p> <p>公売財産の南東側に位置する擁壁に経年に伴う劣化（ひび割れ等）が見られます。</p> <p>公売財産1及び2は、公売財産3の敷地として利用されています。</p> <p>公売財産3は、昭和49年建築です。昭和54年に増築されていますが、その内容は不詳です。</p>		
住居表示等	山口県光市光井5丁目14番39号		
最寄駅等	JR（西日本）山陽本線「光」駅から南東方へ約5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿		

売却区分番号	広島局154-1		
見積価額	2,557,000円	公売保証金	300,000円
<p>等をご確認ください。</p> <p>名称、数量等は登記簿による表示です。</p> <p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。</p> <p>掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。</p> <p>個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。</p>			

売却区分番号	広島局154-1		
見積価額	2,557,000円	公売保証金	300,000円
	<p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。</p> <p>国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。</p>		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けている</p>		

売却区分番号	広島局154-1		
見積価額	2,557,000円	公売保証金	300,000円
	<p>ことを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。</p>		

売却区分番号

広島局154-1

【所在図】



広島国税局公売財産

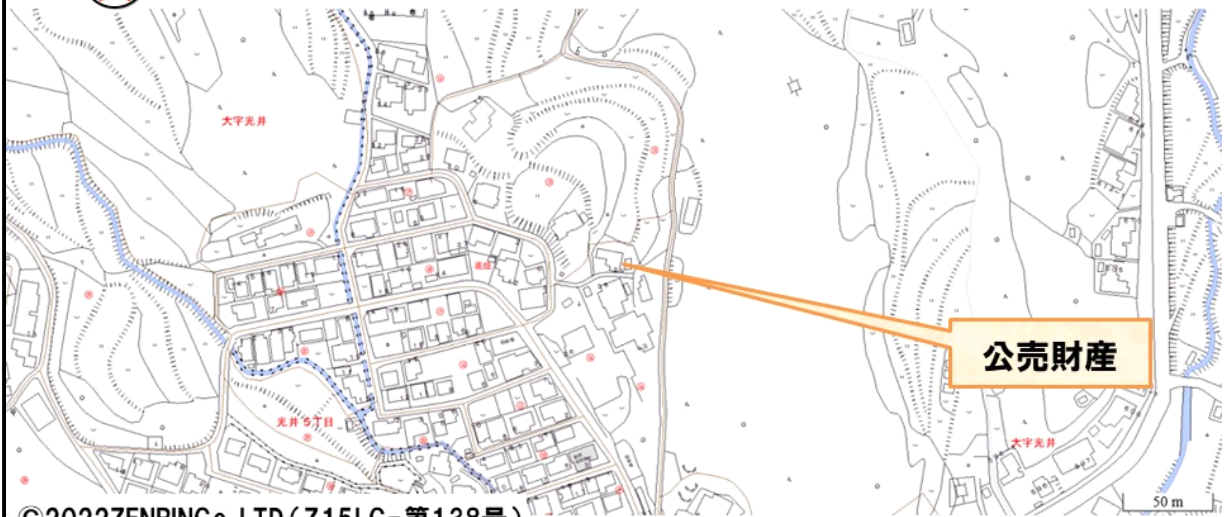


©2022ZENRINCó.,LTD.(Z15LC-第138号)

【所在図】



広島国税局公売財産



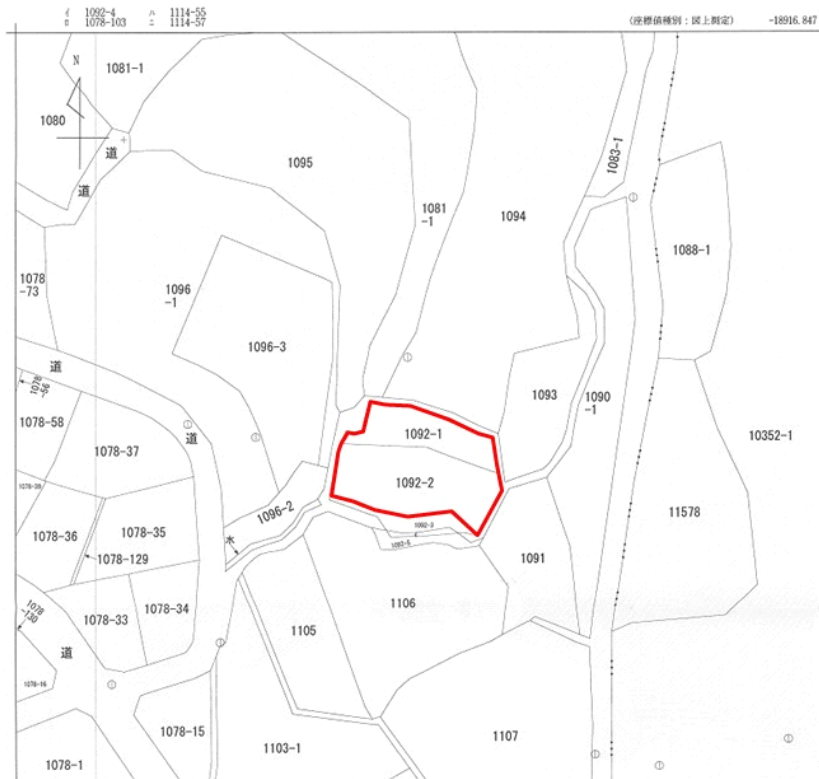
©2022ZENRINCó.,LTD.(Z15LC-第138号)

売却区分番号

広島局154-1

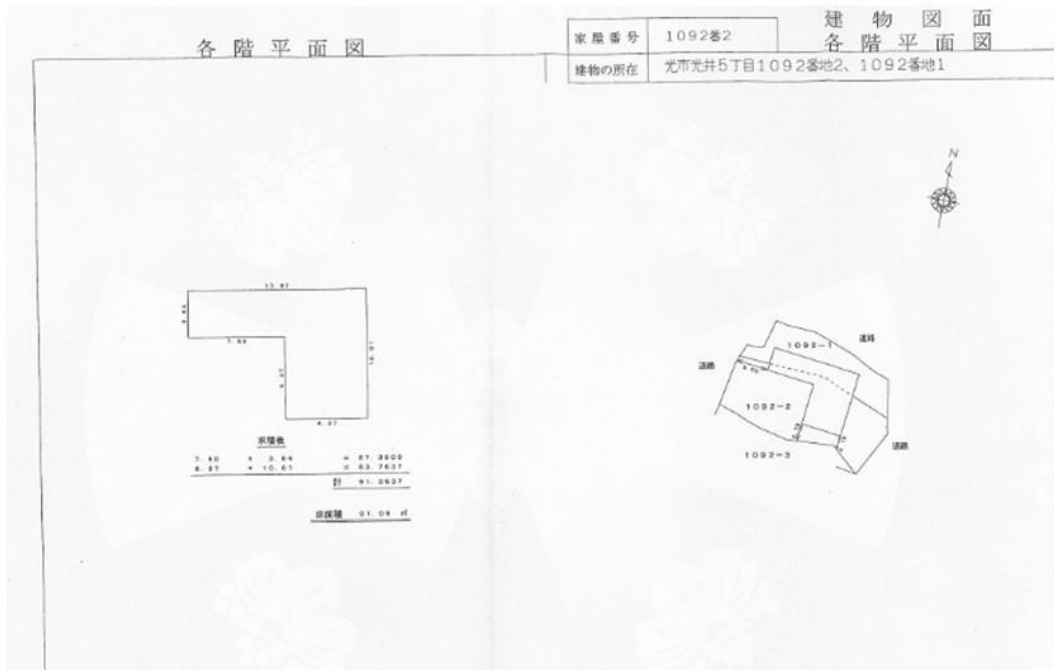
広島国税局公売財産

【公図】



広島国税局公売財産

【建物図面】 【各階平面図】

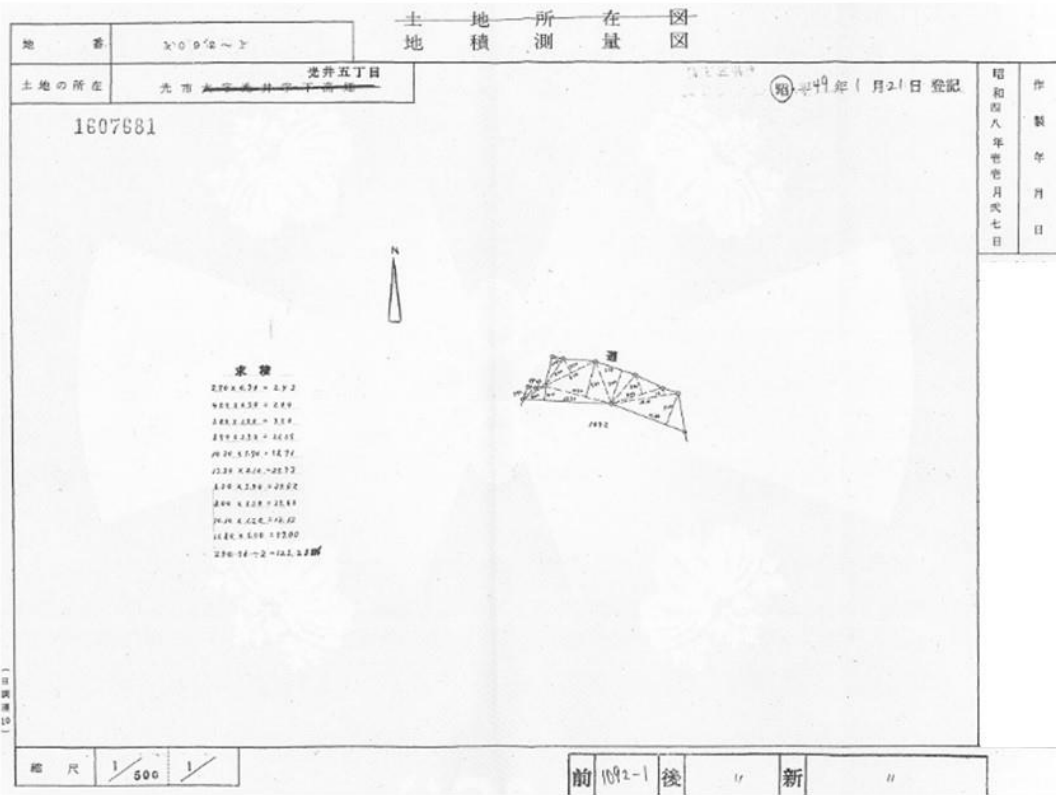


売却区分番号

広島局154-1

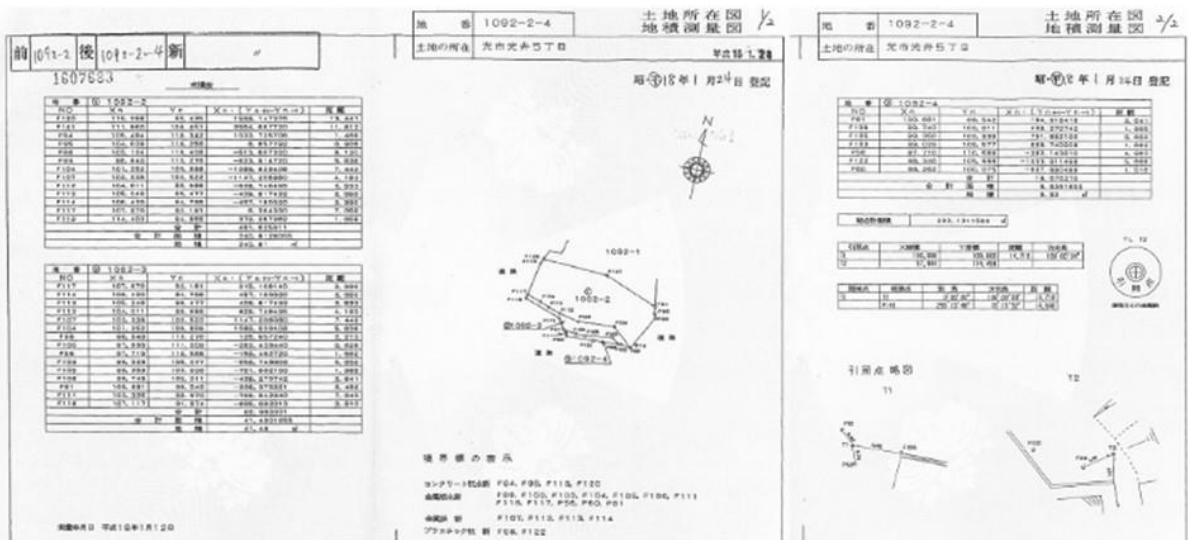
広島国税局公売財産

【地積測量図】



【地積測量図】

広島国税局公売財産



売却区分番号

広島局154-1

【南側から撮影】

広島国税局公売財産

令和6年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

【南東側から撮影】

広島国税局公売財産

令和6年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局154-1

【南西側から撮影】

広島国税局公売財産

令和6年2月撮影



- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和6年2月撮影

公売対象外
未登記建物



- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局154-1



公売対象外
未登記建物

広島国税局公売財産

令和6年2月撮影

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。